

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第49号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターの使用料の適正化を図るとともに、一部の施設について開所時間の変更等を行うため、これを次のとおり改定することとしました。

1 使用料の適正化

区 分			使 用 料					
			午 前		午 後		夜 間	
			改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
ス ポ ー ツ ル ー ム	全 面 使 用	日曜日、土曜日及び休日	10,000 ^円	11,600 ^円	15,200 ^円	17,600 ^円	22,000 ^円	25,400 ^円
		その他の日	8,600	10,000	12,800	14,800	18,000	20,800
	半 面 使 用	日曜日、土曜日及び休日	5,000	5,800	7,600	8,800	11,000	12,700
		その他の日	4,300	5,000	6,400	7,400	9,000	10,400
セ ミ ナ ー 室 A			3,700	4,300	4,700	5,500	5,400	6,300
セ ミ ナ ー 室 B			5,400	6,300	7,100	8,200	8,200	9,500
会 議 室 1 及 び 会 議 室 2			2,600	3,000	3,200	3,700	3,700	4,300
会 議 室 3, 会 議 室 4, 会 議 室 5 及 び 会 議 室 6			1,300	1,500	1,600	1,900	1,800	2,100
改正前	小 会 議 室		1,300	1,500	1,600	1,900	1,800	2,100
改正後	小 会 議 室 A, B							
ビ デ オ シ ア タ ー			5,800	3,700	7,500	4,700	8,700	5,400
音 楽 室			4,000	4,600	5,200	6,000	6,100	7,100
調 理 コ ー ナ ー			3,100	3,600	4,200	4,900	4,700	5,500
改正前	ビ デ オ ス タ ジ オ		1,900	1,500	2,400	1,900	2,700	2,100
改正後	小 会 議 室 C							
改正前	ビ デ オ 編 集 室		1,400	1,500	1,700	1,900	2,100	2,100
改正後	小 会 議 室 D							

フィット ネス ルーム	全面使用	6,500	7,500	8,300	9,600	9,700	11,200
	部分使用（1人につき）	300	400	300	400	300	400
改正前	ワープロ室（全面使用）※	1,500	2,400	2,000	3,100	2,200	3,400
改正後	小会議室 E						

※部分使用は廃止する。

2 スポーツルームの開所時間の変更

改正前	改正後
午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日、月曜日、金曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで

3 図書情報室及び相談室の開所時間の取扱い

図書情報室及び相談室の開所時間については、条例で市長が定めることとし、規則で定めていましたが、これを規則で定めていた内容のとおり条例で定めることとしました。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。ただし、使用の許可の申請その他小会議室C、小会議室D及び小会議室Eを供用するために必要な準備行為は、公布の日から施行することとしました。

なお、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区 分	開 所 時 間	休 所 日
スポーツルーム，図書情報室及び相談室以外の施設	午前9時から午後9時まで。ただし，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は，午前9時から午後5時まで	水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
ス ポ ー ツ ル ー ム	午前9時から午後9時まで。ただし，日曜日，月曜日，金曜日及び休日は，午前9時から午後5時まで	
図 書 情 報 室	午前10時30分から午後8時30分まで。ただし，日曜日及び休日は，午前10時30分から午後5時まで	
相 談 室	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては，午後5時）までの間において，別に定める時間	

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使 用 料			
		午 前	午 後	夜 間	
イベントホール		日曜日、土曜日及び休日	24,400 ^円	31,800 ^円	36,600 ^円
		その他の日	20,300	26,500	30,500
スポーツ ルーム	全面 使用	日曜日、土曜日及び休日	11,600	17,600	25,400
		その他の日	10,000	14,800	20,800
	半面 使用	日曜日、土曜日及び休日	5,800	8,800	12,700
		その他の日	5,000	7,400	10,400
セミナー室 A		4,300	5,500	6,300	
セミナー室 B		6,300	8,200	9,500	
会議室 1 及び 会議室 2		3,000	3,700	4,300	
会議室 3, 会議室 4, 会議室 5 及び 会議室 6		1,500	1,900	2,100	
小会議室 A, 小会議室 B, 小会議室 C 及び 小会議室 D		1,500	1,900	2,100	
小 会 議 室 E		2,400	3,100	3,400	
和 室 A 及 び 和 室 B		1,600	2,100	2,400	
ビデオシアター		3,700	4,700	5,400	
音 楽 室		4,600	6,000	7,100	
調 理 コ ー ナ ー		3,600	4,900	5,500	
フィット ネスルー ム	全 面 使 用	7,500	9,600	11,200	
	部分使用(1人につき)	400	400	400	
付 属 設 備		別に定める。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他小会議室C、小会議室D及び小会議室Eを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)